

○三重県身体障害者総合福祉センター条例

昭和六十年三月二十九日三重県条例第一号

改正

昭和六一年三月三十一日三重県条例第一一号
平成元年三月二九日三重県条例第二〇号
平成三年九月二七日三重県条例第二五号
平成九年三月二五日三重県条例第三三号
平成一一年三月一九日三重県条例第一三号
平成一二年三月二四日三重県条例第三四号
平成一五年三月一七日三重県条例第一三号
平成一七年六月二八日三重県条例第五〇号
平成一八年三月二八日三重県条例第二一号
平成一八年六月三〇日三重県条例第六〇号
平成一九年三月二〇日三重県条例第三号
平成一九年七月四日三重県条例第五二号
平成二〇年一二月二五日三重県条例第五〇号
平成二四年三月二七日三重県条例第二八号
平成二四年一〇月一九日三重県条例第五七号
平成二六年三月二七日三重県条例第四四号
平成二七年三月二七日三重県条例第一号
平成三一年三月一八日三重県条例第二四号
令和四年六月三〇日三重県条例第三六号
令和五年六月三〇日三重県条例第二九号
令和七年三月二一日三重県条例第一九号

三重県身体障害者総合福祉センター条例をここに公布する。

三重県身体障害者総合福祉センター条例

(設置)

第一条 身体障害者の福祉の増進を図るため、三重県身体障害者総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）を津市に設置する。

(事業)

第二条 総合福祉センターにおいては、次の事業を行う。

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。第十八条第二号において「障害者総合支援法」という。）第五条第七項の生活介護に関する事業、同条第八項の短期入所に関する事業、同条第十項の施設入所支援に関する事業、同条第十二項の自立訓練に関する事業及び同条第十三項の就労移行支援に関する事業
- 二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十一条に規定する身体障害者福祉センターとしての事業
- 三 身体障害者に対する診療、処置等の事業
- 四 身体障害者に対する奉仕活動に携わる者の養成事業
- 五 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文又は同法第四十六条第一項の指定を受けて行う次の事業
 - イ 介護保険法第八条第四項の訪問看護に関する事業、同条第五項の訪問リハビリテーションに関する事業、同条第六項の居宅療養管理指導に関する事業及び同条第八項の通所リハビリテーションに関する事業
 - ロ 介護保険法第八条の二第三項の介護予防訪問看護に関する事業、同条第四項の介護予防訪問リハビリテーションに関する事業、同条第五項の介護予防居宅療養管理指導に関する事業及び同条第六項の介護予防通所リハビリテーションに関する事業
 - ハ 介護保険法第八条第二十四項の居宅介護支援に関する事業
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事業
(指定管理者による管理)

第三条 総合福祉センターの管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

- 2 議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法第百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員は、主として総合福祉センターの管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この条において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二条に規定する事業の実施に関する業務
- 二 総合福祉センターの施設及び設備（以下「総合福祉センターの施設等」という。）の利用の許可等に関する業務
- 三 第十九条第一項に規定する利用料金の収受等に関する業務
- 四 総合福祉センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- 五 前各号に掲げる業務のほか、知事が総合福祉センターの管理上必要と認める業務
（指定管理者の指定の申請）

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、知事が別に定めるところにより、知事に申請しなければならない。

- 一 総合福祉センターの事業計画書
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして別に定める書類
（指定管理者の指定）

第六条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

- 一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
 - 二 事業計画の内容が、総合福祉センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
 - 三 事業計画の内容が、総合福祉センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
 - 四 事業計画の内容が、総合福祉センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
 - 五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。
- 2 知事は、前項の規定により審査した結果、総合福祉センターを最も効果的に管理することができると認めたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。
（選定委員会）

第六条の二 知事は、前条第一項の審査を適正に行うため、知事の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- 一 審査基準及び配点表の作成に関する事項
 - 二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項
 - 三 その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項
- 3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 委員は、総合福祉センターの管理に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
- (指定等の告示)

第七条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- 一 第六条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。
 - 二 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
 - 三 第十九条第二項の規定により利用料金を承認したとき。
- (協定の締結)

第八条 知事は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- 一 総合福祉センターの管理に関する事項
 - 二 次条に規定する事業報告書に関する事項
 - 三 地方自治法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
 - 四 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
 - 五 県が支払うべき管理費用に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- (事業報告書の作成及び提出)

第九条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

- 一 総合福祉センターの管理の業務の実施状況及び利用状況

二 第十九条第一項に規定する利用料金の収入の実績

三 総合福祉センターの管理の業務に係る経費の収支状況

四 前三号に掲げるもののほか、総合福祉センターの管理の業務の実態を把握するために必要な事項

(業務状況の聴取等)

第十条 知事は、総合福祉センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(知事による管理)

第十一条 知事は、地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となつた場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の規定により知事が管理の業務を行うときは、知事は、別表第二に掲げる金額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収するものとする。

3 第二十条から第二十二条まで及び別表第二の規定は、前項の規定による使用料の徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第二十条から第二十二条までの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(開館時間等)

第十二条 総合福祉センターの開館時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

2 総合福祉センターの施設等の利用時間は、別表第一のとおりとする。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、開館時間及び利用時間を変更することができる。

(休館日)

第十三条 総合福祉センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

一 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

(利用の許可)

第十四条 総合福祉センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

一 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

二 総合福祉センターの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。第十七条第一項第四号において同じ。）の利益になると認められるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、総合福祉センターの管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、総合福祉センターの管理上必要があると認めるときは、第一項の許可に条件を付けることができる。

(利用権の譲渡及び転貸の禁止)

第十五条 前条第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、総合福祉センターの施設等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用者等に対する指示)

第十六条 指定管理者は、総合福祉センターの管理上必要があるときは、利用者その他の関係者（第二十四条において「利用者等」という。）に対し必要な指示をすることができる。

(利用の制限等)

第十七条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。

一 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

二 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

三 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。

四 暴力団の利益になると認められるとき。

五 天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。

六 公益上必要があると認められるとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、総合福祉センターの管理上特に必要があると認められるとき。

2 利用者は、その利用が終了したとき、又は前項の規定により許可を取り消され、若しくは利用

の中止を命じられたときは、その利用した総合福祉センターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用料金の額)

第十八条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる額の総合福祉センターの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

- 一 総合福祉センターで診療、処置等を受けた者又は診断書、証明書等の交付を受けた者 三重県病院事業条例（昭和四十一年三重県条例第六十号）第十二条第二項に規定する額
- 二 総合福祉センターで第二条第一号に掲げる事業に係る障害者総合支援法第五条第一項の障害福祉サービスの提供を受けた者 障害者総合支援法第二十九条第三項第一号の主務大臣が定める基準により算定した費用の額に同条第一項の特定費用を加算した額
- 三 総合福祉センターで第二条第五号に掲げる事業に係る介護サービスの提供を受けた者 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）に基づき算定した額
- 四 総合福祉センターの運動施設を利用しようとする者 別表第二に定める額

(利用料金の収入)

第十九条 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

- 2 前条第四号に規定する利用料金は、指定管理者が別表第二に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

(利用料金の納入)

第二十条 利用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認める場合は、この限りでない。

(利用料金の減免)

第二十一条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第二十二条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由により総合福祉センターの施設等を利用できないとき、又は指定管理者が指定する日までに利用の申込みを取り消したときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(原状回復義務)

第二十三条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなつた総合福祉センターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第二十四条 指定管理者又は利用者等は、故意又は過失により総合福祉センターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによつて生じた損害を県に賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十五条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であつた者は、総合福祉センターの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(委任)

第二十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。
- 2 三重県身体障害者更生指導所条例（昭和三十九年三重県条例第二十号）は、廃止する。

附 則（昭和六十一年三月三十一日三重県条例第十一号）

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（平成元年三月二十九日三重県条例第二十号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年四月一日（中略）から施行する。

附 則（平成三年九月二十七日三重県条例第二十五号）

この条例は、平成三年十月一日から施行する。

附 則（平成九年三月二十五日三重県条例第三十三号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月十九日三重県条例第十三号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日三重県条例第三十四号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月十七日三重県条例第十三号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年六月二十八日三重県条例第五十号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に改正前の三重県身体障害者総合福祉センター条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の三重県身体障害者総合福祉センター条例（次項において「新条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

（準備行為）

- 3 新条例第三条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

附 則（平成十八年三月二十八日三重県条例第二十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年六月三十日三重県条例第六十号）

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十日三重県条例第三号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。（後略）
- 2 この条例の施行の際改正法附則第三条第一項の規定により在職する出納長の任期中に限り、第八条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定（中略）は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成十九年七月四日三重県条例第五十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年十二月二十五日三重県条例第五十号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十七日三重県条例第二十八号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条、第三条及び第六条の規定は、

公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年十月十九日三重県条例第五十七号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第三条、第五条及び第七条の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十七日三重県条例第四十四号）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前において、三重県身体障害者総合福祉センター条例第三条第一項に規定する指定管理者から同条例第十九条第二項の規定により利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、この条例による改正後の三重県身体障害者総合福祉センター条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

附 則（平成二十七年三月二十七日三重県条例第一号）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、第二条の規定による改正後の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第三条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定、第四条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定及び第五条の規定による改正後の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は適用せず、第二条の規定による改正前の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第三条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定、第四条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定及び第五条の規定による改正前の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成三十一年三月十八日三重県条例第二十四号）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前において、三重県身体障害者総合福祉センター条例第三条第一項に規定する指定管理者から同条例第十九条第二項の規定により利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、この条例による改正後の三重県身体障害者総合福祉センター条例の規定に基づき利用料金の承認を行

うことができる。

附 則（令和四年六月三十日三重県条例第三十六号）

この条例は、令和四年七月一日から施行する。

附 則（令和五年六月三十日三重県条例第二十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年三月二十一日三重県条例第十九号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

別表第一（第十二条関係）

区分	利用時間
運動場	午前七時から午後六時まで
体育館	午前八時三十分から午後九時まで

別表第二（第十一条、第十八条、第十九条関係）

一 運動場

区分		利用単位	利用料金						
			午前七時から 午前八時まで	午前八時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午後五時から 午後六時まで	午前八時三十分から 午後五時まで	午後一時から 午後六時まで	午前八時三十分から 午後六時まで
野球場		一面	五五〇円	一、六五〇円	二、二〇〇円	五五〇円	三、八五〇円	二、七五〇円	四、四〇〇円
テニスコート	クレ一	一面	二二〇円	八八〇円	一、一〇〇円	二二〇円	一、九八〇円	一、三二〇円	二、二〇〇円
	ハー ド	一面	三三〇円	一、一〇〇円	一、三二〇円	三三〇円	二、四二〇円	一、六五〇円	二、七五〇円
ゲートボールコート		一面	一一〇円	三三〇円	四四〇円	一一〇円	七七〇円	五五〇円	八八〇円

二 体育館

区分	利用料金
----	------

	午前八時三十分から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後五時から午後九時まで	午前八時三十分から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前八時三十分から午後九時まで
施設	一、三二〇円	一、七六〇円	二、四二〇円	三、〇八〇円	四、一八〇円	五、五〇〇円
冷暖房設備	二、五〇〇円（一時間当たり）					